

萩原君の裁判に至るまでの主な経過

- 2002年5月 岡山中央郵便局に4時間雇用(17時～21時)のゆうメイトとして入局(当時大学生、配達エリアは郵便局のすぐ近く)
- 2005年5月頃 郵便局の都合により一番遠いエリアに変更され、のち、別エリアも加えられる
- 2007年2月 朝4時間(8時～12時)、夜4時間(17時30分～21時30分)の合計8時間雇用となる
- 2007年6月 郵便局から一番近いエリアと遠いエリアの担当に変更
- 2008年2月27日 雇い止め予告通知書を第一集配課課長から手渡される
- 3月5、10日 労働組合を通じて雇い止め撤回の申し入れ→会社側は拒否
- 3月7日 萩原君本人が雇い止め理由を明示した証明書を総務課長に請求
- 3月17日 証明書を岡山支店長の名前で萩原君に交付
(証明書の末尾に、内務へのあっせん、募集要項同封)
- 4月1日 雇い止め通知書(3月31日付)を自宅で受け取る
- 4月初旬 支える会準備会結成
- 4月12日 離職票が大幅に遅れて到着
- 5月23日 岡山地方裁判所へ提訴